

# 「岡山県最低賃金」13円引上げ！ 時間額 683円に改定！

## — 11月5日に発効 —

- 1 岡山県下の全産業、全労働者に適用される最低賃金が、次のとおり改定されることとなりました。

### 岡山県最低賃金

	改定後	改定前	引上げ額	引上げ率
時間額	683円	670円	13円	1.94%
発効日	平成22年11月5日	平成21年10月8日		

- 2 改定に至るまでの経緯は、以下のとおりです。

平成22年7月5日、岡山労働局長が、岡山地方最低賃金審議会(会長:有利 隆一岡山商科大学教授)に改正決定について諮問し、同審議会は、この諮問を受けて専門部会を設け、県内の賃金水準の動向や中央最低賃金審議会の答申などを基に、6回の専門部会を開催し審議を重ねた結果、平成22年9月8日、「時間額を13円引上げて、683円」とするよう答申しました。

この答申に対して異議申出があり、平成22年9月27日、同審議会において審議した結果、「答申どおり決定することが適当である。」とされたことから、岡山労働局長は、岡山県最低賃金を13円引上げる改正を決定し、平成22年10月6日付けの官報に公示することといたしました。

この改正は、官報公示30日後の平成22年11月5日に発効します。

- 3 次の賃金は、最低賃金の対象から除外されます。

- ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ② 時間外手当・休日手当・深夜手当
- ③ 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
- ④ 1月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与等)